

第11回

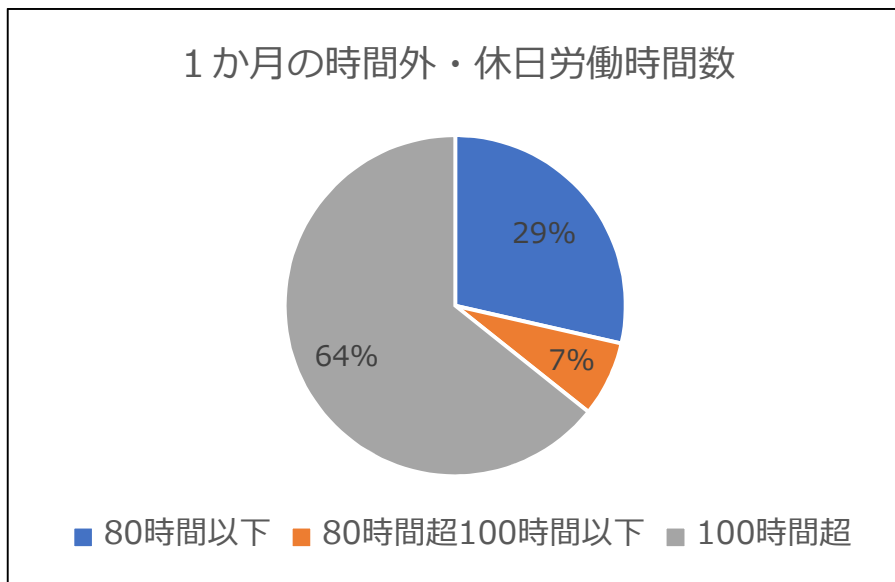
トラック輸送における取引環境・労働時間改善 鹿児島県地方協議会

鹿児島労働局資料

- 1 令和2年度の実施
- 2 トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
- 3 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
- 4 改善基準告示の見直し
- 5 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための実施

1. 令和2年度の取り組み

- 令和2年度の監督指導におけるトラック運転者の時間外・休日労働時間（令和3年2月末：速報値）



- ☞ 60%の事業場で月100時間を超える時間外・休日労働が認められる
- ☞ 事業者が長時間労働の原因として挙げた事項
 - ・ 関西関東方面の長距離運行
 - ・ ドライバーの固定化（人員不足）
 - ・ 荷主が関西関東に偏っている
 - ・ 荷主等の要因（待機・手待ち・集荷先の小口化）
 - ・ 陸路運行（フェリー利用不可）
 - ・ 労働時間の把握方法の不備

- 労働時間等説明会の開催

- ☞ 令和2年度においては、鹿児島県トラック協会と連携した支部単位（労働基準監督署単位）による説明会の開催を計画。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、多くの説明会等の開催が見合わせとなる中、鹿児島労働基準監督署と鹿児島県トラック協会鹿児島支部及び種子島・屋久島支部との間で調整し、令和2年10月23日（金）に、30社30名の運送事業者の参加による説明会を開催。

【参考】

- 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

令和元年度予算事業として、平成30年度に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーを全国で計46回開催した。

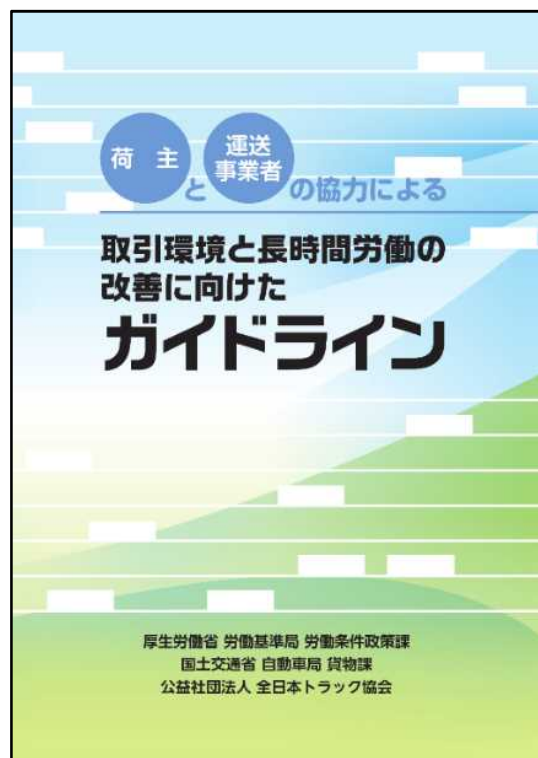
鹿児島県においては、令和元年10月31日（木）に、かごしま県民交流センターにて開催し、70名の荷主と運送事業者が参加した。

2. トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

(1) 開設

平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを令和元年9月6日に開設。

荷主及び運送事業者向けに、「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック」を再整備した web上の自己診断ツールについて、同年12月19日に追加。



荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

平成28年度及び29年度に各都道府県で実施したパイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見や、荷主とトラック事業者の協力による取組を紹介。



荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック

荷主と運送事業者がトラック運転者の労働時間削減に取り組む際の“手掛かり”を整理したハンドブック。チェックシートに答えることによって、取り組むべき課題を明らかにする。

(2) 主なコンテンツ

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。荷主企業やトラック運送事業者が貨物運送の現状に関するチェックシートに回答することにより、自社の取り組むべき課題を抽出できるweb診断ツールを令和元年12月19日に追加。診断ツールの回答結果を分析した診断結果レポートを公開し、随時更新。また、本ポータルサイトの広報コンテンツ（ポスター、リーフレット）を令和2年7月21日に追加。

国民向け

トラック運転者の仕事を知るための情報や、トラック運転者の長時間労働改善のために「できること」や「やって欲しいこと」に関する情報などを提供。国民・荷主企業向け周知用動画を令和元年12月19日に追加し、宅配ドライバーの「生の声」を紹介するコンテンツを令和2年3月17日に追加。

セミナー動画

令和元年度に実施した、トラック運転者の労働時間短縮の進め方のノウハウを広く荷主企業やトラック運送事業者に周知するセミナーの動画を公開中。

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト（国土交通省）との連携

深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的として、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動についての情報を提供。

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

企業のみなさまへ | 国民のみなさまへ | セミナー

いま、考えてみませんか？
**物流を支える
トラック運転者**
のこと。

企業のみなさまへ

- 簡単自己診断
 - 荷主のみなさま向け
 - 運送事業者のみなさま向け
- Q&A解決よろず相談
- 情報いろいろ宝箱
 - 荷主のみなさまへ
 - 運送事業者のみなさまへ

簡単自己診断結果レポート
長時間労働の傾向をご覧いただけます。

ポータルサイト
広報コンテンツ

企業のみなさまへ

- トラック運転者の仕事を知ってみよう
 - 統計からみるトラック運転者の仕事
 - 動画・写真でみるトラック運転者の仕事
 - トラック運転者の「生の声」
- トラック運転者の労働時間短縮に向けてあなたにできること、やって欲しいこと

荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

- セミナープログラム

セミナーは全て終了しました。
セミナーの動画をご覧ください！

「ホワイト物流」推進運動

(3) 荷主企業・運送事業者向けコンテンツ web診断ツール「簡単自己診断」

STEP1 品目・項目を選択

業種 荷主

品目 あり 選択して下さい

以下の3項目より自己診断したい項目を選択してください(複数可)

運転時間

荷扱い時間・付帯作業時間

待ち時間

※付帯作業とは、トラックで貨物を運ぶ業務(運送業務)に付帯して発生する各種作業のことです。例えば、搬入・搬出、仕分け及び荷取りなどの作業が該当します。

簡単自己診断を始める

「運転時間」「荷扱い時間・付帯作業時間」「待ち時間」の3つの視点から、貨物運送の現状に関するチェックシートに回答することで、トラック運転者の労働時間削減に向けて自社の取り組むべき課題を抽出できるツール。

運送事業者向けページに診断結果の印刷機能を設け、荷主との取引環境改善を支援。

STEP2 表示された質問に回答、診断

運転時間

運転時間に関わる自己診断をしよう
貴社が委託している運送の状況についてお答えください。

【その1】現状の「輸送ネットワーク」について、チェックしてください。

番号	質問	該当するものにチェック
1	高速道路利用に留まっていますか?	<input type="checkbox"/>
2	事業者間で明確なルールが定められていますか?	<input type="checkbox"/>
3	は、高速道路利用OKが30分以上続いたら、高速道路利用OK等していただけますか?	<input type="checkbox"/>
4		<input type="checkbox"/>

診断結果を見る

STEP3 診断結果と施策候補のご紹介

運転時間に関わる自己診断 結果

問題を解決する施策の候補を説明します。

【その1】現状の「輸送ネットワーク」について

すべて一般道の走行ですか?

- 該当するにチェックした場合、潜んでいるかもしれない問題
一般道の走行の場合、高速道路利用と比較して、トラック運転者の運転時間が長くなります。
- その問題を解決する施策候補 例
一般道から高速道路利用への切替え(すでに一部利用している場合は、利用区間の拡充)は、運転時間の削減に結びつきます。

① ●施策実施による荷主のみならずのメリット
トラック運転者が高速道路を利用した場合、道路渋滞などによる荷主への納入遅延の抑制につながります。さらに運送事業者の車両活用可能時間が抽出できることから、車両回転率の向上につながる可能性も秘めています。その結果、1日当たりの納入先数を増加させることができるかもしれません。

●施策実施に向け荷主のみならず協力していただきたいこと
高速道路利用は、利用区間の検証と併行して、高速料金の荷主・運送事業者間の負担ルールを検討する必要があります。また、高速道路利用の利便性を確保し、運送事業者の負担を軽減するための施策も必要です。

<STEP 1>

荷主企業向け、運送事業者向けの各ページより、「輸送品目」「診断項目」を選択する

<STEP 2>

表示された質問に、当てはまるものについてチェック

<STEP 3>

自己診断結果と、改善のための施策候補の紹介

<STEP 4> ※運送事業者向けページ

診断結果・施策候補等を印刷可能

✓ 荷主企業の協力が必要な事項や、施策を実施することで、**荷主企業が得られるメリット**を紹介

⇒トラック運送事業者が荷主企業に対して「意見交換・検討する場」の必要性を説明するための材料として活用可能

※令和2年8月5日現在の「簡単自己診断」実施件数 780件
(内訳：荷主380件、運送事業者400件)

(4) 国民・荷主企業向けの周知用動画 「トラック運転者の「いま」とあなたにできること」



トラック運転者が運転以外にどんな仕事をしているのかという点を軸に据えて、トラック運転者が置かれた実態とその改善に必要な取組を紹介。

- ・動画は、厚生労働省YouTube公式チャンネルに投稿・公開しており、ポータルサイトの動画紹介ページから閲覧することが可能
- ・令和2年9月11日時点の再生回数 7,100回

(参考) ポータルサイトでは、トラック運転者の長時間労働改善に向けた好事例の紹介として、山梨県での平成28年度の実施事例、和歌山県での平成29年度の実施事例の動画もそれぞれ掲載。
(トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会におけるパイロット事業の取組を紹介)



好事例紹介動画
山梨県での取組事例

平成28年度に山梨県で実施された事例を取り上げており、一貫パレチゼーションと荷卸しの事前予約制に取り組み、荷役時間や待機時間の短縮に成果を上げています。



好事例紹介動画
和歌山県での取組事例

平成29年度に和歌山県で実施された、モーダルシフトによる拘束時間の短縮の事例と荷卸しの事前予約制による待機時間の短縮の事例を紹介しています。いずれも成果を上げています。

動画は、厚生労働省YouTube公式チャンネルに投稿・公開しており、ポータルサイトの企業向けページから閲覧することが可能

※ 和歌山県の事例動画は地元TV局が制作したもの

- ・山梨県の事例動画
令和2年9月11日時点の再生回数 11,300回
- ・和歌山県の事例動画
令和2年9月11日時点の再生回数 2,200回

(5) 発荷主企業・着荷主企業向け周知用動画

トラック運転者の長時間労働改善に向け、荷主・運送事業者が取り組む内容について、平成30年度に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」における取組の進め方をもとに、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たり、両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。

発荷主企業向け動画



着荷主企業向け動画



～あらすじ～

ある運送事業者は、トラック運転者の長時間労働の改善に向けた取組について、荷主に協力を依頼するが、断られてしまう。運送事業者は、インターネットで見つけた「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において、「簡単自己診断」を実施。その自己診断結果に記載されている荷主のメリットを参考に、再度、荷主と交渉したところ、その取組によるメリットについて、荷主に納得してもらうことに成功。取組にかかる費用の応分負担について協議した上で、早速、取組を実施することとなった。

3. 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

■ 働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金の実現
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の緩和など

の労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談の実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中小企業中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣

などの、技術的な相談支援を行う。

鹿児島働き方改革推進支援センター

(受託者：鹿児島県社会保険労務士会)

年5日
有給休暇の
確実な取得

施行日
2019年4月1日

時間外労働の上限導入

- ◎原則として
月45時間・年360時間
- ◎臨時的な特別な事情があり
労使が合意する場合でも
(新様式の36協定が必要)
・年720時間以内
・休日労働を含み月100時間未
満又は複数月平均80時間以内
(45時間超えは年間6カ月まで)

施行日
2019年4月1日
(中小企業：2020年4月1日)

正規・非正規間の
不合理な
待遇差解消

同一労働同一賃金

施行日
2020年4月1日
(中小企業：2021年4月1日)

相談
例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？◆有給休暇の取得の進め方は？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆不合理な待遇差って、どういもの？
- ◆新様式の36協定の作成は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

来所相談
(電話・メール)

セミナー

臨時出張相談

企業訪問による
相談支援

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）** が
お応えいたします。

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)
※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp
ホームページ
<https://hatarakikata.sr-kagoshima.jp>



連絡先

0120-221-255

来所相談、セミナー講師、臨時出張相談、訪問相談 **すべて無料!** 裏面へ

FAX申込書

(099-257-2219)

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、FAXによるご相談、各種支援サービスのお申込みもお受けしております。
(電話・電子メール及びホームページからでもお申し込みが可能です。)

※希望するサービスに☑をお付けください。

個別訪問による相談を希望する

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、フォローアップも含めて3回まで企業へ訪問いたします。

ご相談内容：

働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー（概ね30事業所）に講師を派遣いたします。

臨時出張相談（イベント含む）を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設等において、臨時出張相談窓口へ専門家を派遣いたします。

すべて無料



事業所名

所在地

電話番号

ご担当者名

(備考)

※FAXをいただければ、1週間以内にお電話で連絡いたします。

<働き方改革推進支援センター相談事例>

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中（卸売・小売業）

- ⇒ 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、マルチタスク化を提案。
- ⇒ 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。
- ⇒ 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- ⇒ フォークリフト資格を取り、正社員化（キャリアアップ助成金利用）した労働者もいる。

特定部門の社員が長時間労働（飲食業）

- ⇒ 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ（マルチタスク化）、部門のシフト制を提案。
- ⇒ シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- ⇒ 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。
- ⇒ マルチタスク化により残業が削減。

4. 改善基準告示の見直しについて

- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた^(※1)ところ。^(※1) 平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催 (計9回)
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票(案)について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票(案)について
- ・ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論
(令和4年12月までに、改善基準告示改正)
- ・ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

実態調査検討会

- ・ハイヤー・タクシー
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
- ・トラック
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
- ・バス
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

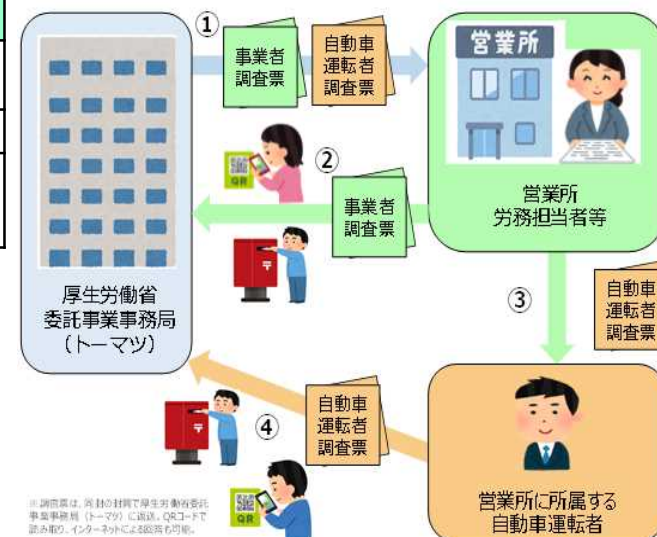
実態調査の実施

- ・令和2年10月～12月頃まで

- ・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
- ・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所(うち、一般路線200、高速80)、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人(うち、一般路線800、高速320)、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票^(※2)、^(※3)を送付する。
(※2) 事業者調査票と自動車運転者調査票、(※3) バスについては、本社労務担当者に調査票を送付
- ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載^(※4)の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。(※4) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を手交し、記載を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載^(※5)し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。(※6)
(※5) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能。(※6) ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施



5. 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための取組

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

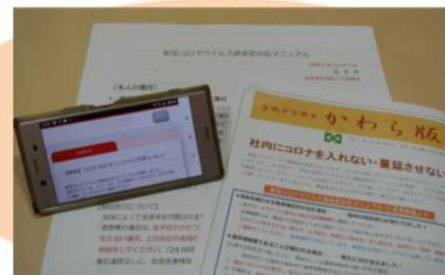
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
▶ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

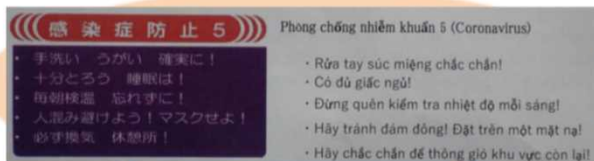
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	目的	確認
1 感染予防のための体制		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。		はい/いいえ
・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）		はい/いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。		はい/いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう奨励すること、管理監督者に教育している。		はい/いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の関係が密な場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実効可能な対策を協議している。		はい/いいえ
・職場だけでなく労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」が新しい標準的な業務について、労働者全員に周知を行っている。		はい/いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を無料化し、インストールを労働者に勧めている。		はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
①「取組の5つのポイント」の実施状況を把握し、職場での対応を複数の上、実施している。		はい/いいえ
(2) 感染防止のための5つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）を空けることを求めている。		はい/いいえ
・換気をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。		はい/いいえ

チェックリストは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999